

令和4年3月23日	資料1
第7回匿名介護情報等の提供に 関する専門委員会	

LIFE情報の第三者提供について (案)

厚生労働省老健局老人保健課

介護保険等関連情報への高齢者の状態等の情報の追加について

これまでの経緯・現状・課題

- これまで、介護保険等関連情報については、介護保険法に基づき、要介護認定情報、介護レセプト等情報の収集等を実施してきた。
また、令和元年5月に成立した「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」による改正後の介護保険法に基づき、令和2年10月から、匿名要介護認定情報・匿名介護レセプト等情報の第三者提供を実施している。
- これに加え、令和2年6月に成立した「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」（以下「改正社福法」という。）による改正後の介護保険法に基づき、介護分野におけるデータ利活用を更に進めるため、令和3年4月1日から、高齢者の状態やケアの内容等に関する情報についても収集等を開始したところである。
- この高齢者の状態やケアの内容等に関する情報の収集については、科学的介護情報システム（Long-term care Information system For Evidence; LIFE ライフ）の運用を令和3年度に開始し、令和3年度介護報酬改定において、LIFEへのデータ提出等が要件に含まれる加算を新たに設けている。
- LIFEに登録された高齢者の状態やケアの内容等に関する情報（以下「LIFE情報」という。）の第三者提供等についても、改正社福法により可能となっているため、令和2年10月第1回匿名介護情報等の提供に関する専門委員会にて、今後、こうした情報の取扱いについても適宜検討を行っていく必要があるとされた。
- 以上を踏まえ、令和4年4月からLIFE情報に関する第三者提供の申出を受け付け、随時その提供を開始することを想定している。

介護保険総合データベースについて（概要及び収集経路）

1. 介護保険総合データベース（介護DB）の概要

①介護DBとは

介護給付費明細書（介護レセプト）等の電子化情報を収集し、匿名化した上で、厚生労働省が管理するサーバー内へ格納（平成25年度（2013年度）から運用開始）。

令和3年度（2021年度）より、LIFEの運用を開始し、介護DBへの格納を開始。

<収集目的> 介護保険事業計画等の作成・実施等及び国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため

<保有主体> 厚生労働大臣

②保有情報

匿名要介護認定情報、匿名介護レセプト等情報、匿名LIFE情報

③平成28年7月よりこれまでの利用状況

- 全国の介護保険者の特徴や課題、取組等を始めとする、介護・医療関連情報を、国民も含めて広く共有する「地域包括ケア『見える化』システム」において利用
- 平成30年度より「要介護認定情報・介護レセプト等情報の提供に関するガイドライン」に基づきデータの第三者提供を実施
- 令和2年10月より、匿名介護情報等の提供に関するガイドラインに基づき、レセプト情報・特定健診等情報データベース（NDB）との連結データの第三者提供の申出の受付を開始

（出典）令和2年10月 第1回匿名介護情報等の提供に関する専門委員会（資料2）の社会保障審議会介護保険部会（第59回）資料4（一部改変）に、LIFE情報を追加。

介護保険総合データベースについて（概要及び収集経路）

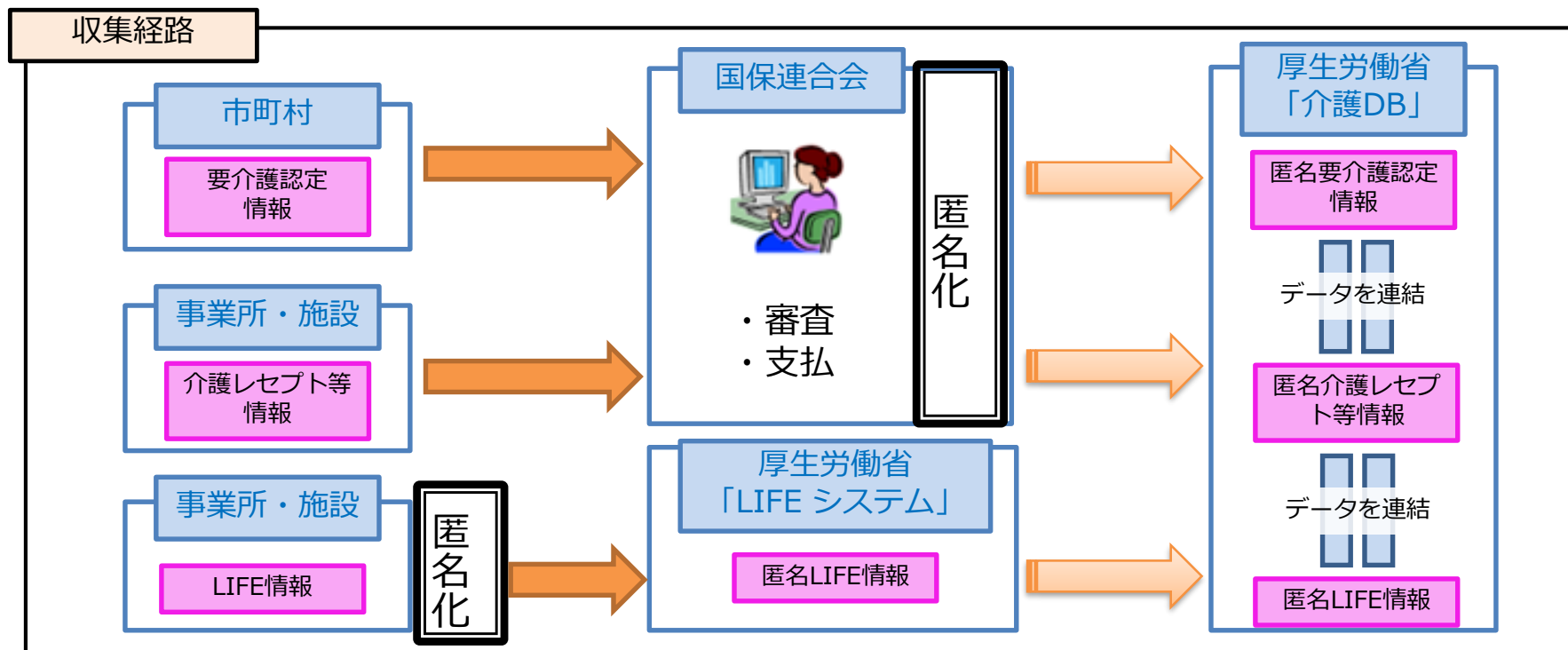
2. 介護DBの収集経路

- ①要介護認定情報と介護レセプト等情報：国保連合会にて匿名化处理が施された上で、介護DBに格納
- ②LIFE情報：事業所・施設からLIFEへのデータ提出時に匿名化处理が施された上で、介護DBに格納
(※1)

※1. 既に提供されている匿名要介護認定情報等と同等の基準の匿名化处理を実施

- 1) 事業所、個人を識別するIDは連番への置き換えや暗号化等、匿名化处理が実施される。
- 2) 自由記述の項目は収集対象外であるため、空欄となる。
- 3) 個人の特定につながる可能性のある項目は、第三者提供の対象外とする。

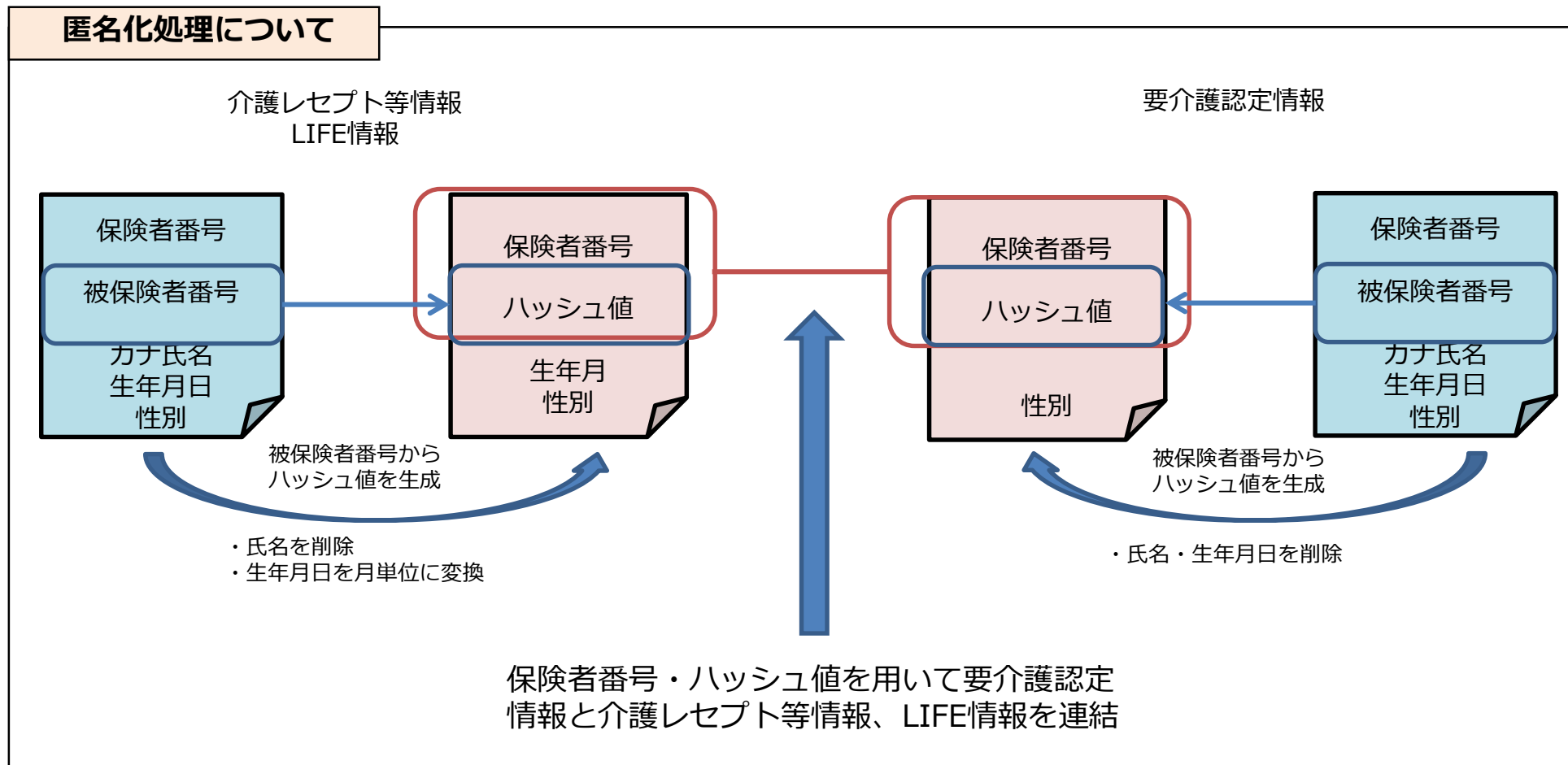
※2. ①、②の各情報は、介護DB内で、匿名化された個人IDを用いてデータ連結が可能。



(出典) 令和2年10月 第1回匿名介護情報等の提供に関する専門委員会（資料2）の社会保障審議会介護保険部会（第59回）資料4（一部改変）に、LIFE情報の収集経路を追加。

(参考) 要介護認定情報・介護レセプト等情報における匿名化処理

介護レセプト等情報と要介護認定情報は、保険者番号・ハッシュ値を用いてデータ連結が可能。LIFE情報も、同様に、保険者番号・ハッシュ値を用いて連結が可能。

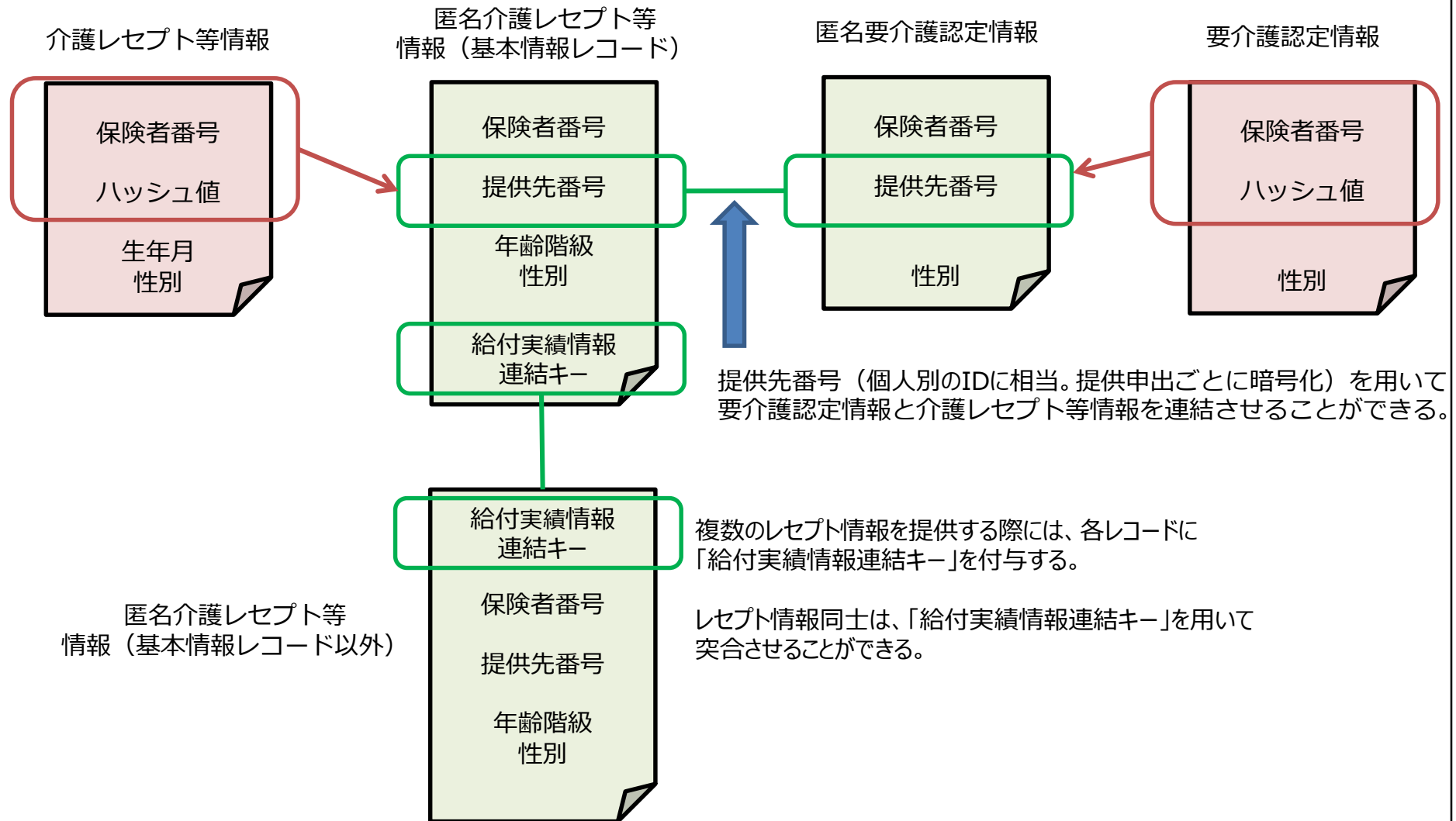


(出典) 令和2年10月 第1回匿名介護情報等の提供に関する専門委員会(資料2)の医療・介護データ等の解析基盤に関する有識者会議(第3回)資料4(一部改変)に、LIFE情報を追加し、一部改変。

(参考) 提供時の匿名化处理

匿名介護情報等を提供する際に、さらなる匿名化处理（ハッシュ値の暗号化や事業所番号等の通番化）を実施した上で提供する。

匿名化处理について



匿名介護情報等の利用の流れ（案）

LIFE情報が追加された後も、これまでと同様の利用の流れとする。

第1回匿名介護情報等の提供に関する専門委員会
(令和2年10月1日)(資料2)

介護保険法に基づく利用

市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画の作成、実施及び評価並びに国民の健康保持増進及びその有する能力の維持向上に資する調査及び分析

厚生労働省

都道府県・市町村

国による分析

結果の公表

厚生労働大臣に対し、市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画の作成、実施及び評価並びに国民の健康保持増進及びその有する能力の維持向上に資する調査・分析に必要な情報の提供を要請

都道府県・市町村による分析

左記以外の利用

国民の健康の保持増進等を目指した正確なエビデンスに基づく施策の推進

○左記施策に有益な分析・研究
○学術研究の発展に資する目的で行う分析・研究

関係省庁・自治体

左記以外の主体
(研究機関等)

データ提供の申し出

※所掌事務の遂行に必要な範囲内であることが前提

ガイドラインに基づく専門委員会による審査

※データ利用の目的や必要性等について審査
※データ利用の目的として「公益性の確保」が必要

データ提供の可否について大臣に助言

大臣決定

データ提供

分析の実施

結果の公表

変更内容（案）

① 匿名LIFE情報の追加

本ガイドラインにおいて「匿名LIFE情報」とは、法第 118 条の 2 第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、厚生労働省が収集及び管理し、法第 118 条の 3 第 1 項の規定に基づき匿名化した上で、第三者に提供する、LIFE（科学的介護情報システム）に登録された利用者の状態像やケアの内容等に関する情報をいう。

② 「匿名要介護認定情報等」定義の変更

本ガイドラインにおいて「匿名要介護認定情報等」とは、2の「匿名要介護認定情報」、3の「匿名介護レセプト等情報」及び4の「匿名LIFE情報」をいう（これらの情報を集計処理したものを含む。）。

※ 匿名LIFE情報の追加による変更について、上記の定義以外の変更はない。

1. 介護DBに格納されているLIFE情報

- ① LIFEへのデータ提出とフィードバック機能の活用による PDCA サイクルの推進・ケアの質の向上を図る取組を行う介護サービス事業者が入力した、利用者の状態像やケアの内容に関する情報。令和3年度介護報酬改定において、LIFEの活用等が要件に含まれた加算（科学的介護推進体制加算など）が設けられた。
- ② 介護サービス事業者が、LIFEに直接入力またはCSVを介して介護ソフトからインポートすることによりLIFEに提出される。利用者の氏名等の個人情報については、厚生労働省には提出されない仕組みとなっているが、匿名要介護認定情報、匿名介護レセプト等情報等と連結可能である、同様の匿名化処理が実施された状態で介護DBへ格納される。
- ③ 格納されている主なデータ
利用者の状態・ケアの内容等の情報
 - ・利用者情報
 - ・科学的介護推進情報（アセスメント結果、既往歴情報等） 等

匿名LIFE情報のうち、提供対象とする範囲について（案）

No. 1～23を提供対象とする。No.24は、現時点でデータが存在しないため、今後、データの入力状況を見て提供の可否を検討する。

No.	インターフェース名	概要	提供対象
1	利用者情報	利用者の個人属性、利用しているサービスの情報等	○
2	科学的介護推進情報	アセスメント結果等	○
3	科学的介護推進情報（既往歴情報）	既往歴情報（ICD10コードまたは傷病名コード）等	○
4	科学的介護推進情報（服薬情報）	薬品コード等	○
5	栄養・摂食嚥下情報	身長、体重、栄養に関する情報等	○
6	栄養ケア計画等情報	栄養ケア・経口移行・経口維持計画の分類等	○
7	口腔衛生管理情報	口腔の状態、口腔衛生管理の実施内容等	○
8	口腔機能向上サービス管理情報	口腔機能改善管理計画の目標、実施記録	○
9	興味関心チェック情報	興味関心の該当有無等	○
10	生活機能チェック情報	ADL、IADL、起居動作のレベル等	○
11	個別機能訓練計画情報	ICD10コード若しくは傷病名コード、個別機能訓練の項目等	○
12	リハビリテーション計画書（医療介護共通部分）	原因疾病（ICD10コード若しくは傷病名コード）等	○
13	リハビリテーション計画書（介護）	環境因子、社会参加の状況、リハビリテーションサービス等	○
14	リハビリテーション会議録(様式3情報)	開催日、開催時間、終了時間、参加者の職種等	○
15	リハビリテーションマネジメントにおけるプロセス管理票(様式4情報)	プロセス管理の情報等	○
16	生活行為向上リハビリテーション実施計画書(様式5情報)	通所訓練期の通所頻度、社会適応訓練期の通所頻度等	○
17	褥瘡マネジメント情報	褥瘡発生日、褥瘡部位、褥瘡状態の評価等	○
18	排せつ支援情報	排尿・排便の状態等	○
19	自立支援促進情報	支援計画の有無、座位保持_1日あたり（時間）等	○
20	薬剤変更情報	薬品コード、ステータス（追加、薬剤変更、規格変更）等	○
21	薬剤変更情報(既往歴情報)	ICD10コード若しくは傷病名コード等	○
22	ADL維持等情報	ADL評価日、ADLに関する情報等	○
23	その他情報	様々なアセスメント方式の評価結果、HDS-R、FIM等	○
24	NPI評価尺度情報	各項目の頻度、重症度、項目得点	▲

※「外部インターフェース項目一覧」（厚労省HPで公表）の「外部インターフェース一覧」に記載されている24種類のうち23種類と対応

匿名LIFE情報を提供する際の審査に係る留意点

- ① 利用者の状態像、ケアの内容が具体的にわかることから、個人が特定されないよう、より一層の留意が必要である。
- ② 利用者の状態像には多岐にわたる広範な情報が含まれており、研究目的に照らして必要かどうかについて、十分な審査が必要と考えられる。
- ③ サービスによっては、匿名LIFE情報が存在するというだけで、事業所が絞られる可能性がある点に留意する必要がある。